

別紙：御意見の概要及びその対応について

(意見募集対象：地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律施行規則案)

番号	御意見の概要		御意見に対する考え方	
	該当箇所			
	項目	該当箇所		
1	2(8)	全体	多くの史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域における管理計画における管理の基本方針が明確でないもの等も多いため、当該管理計画において、管理の基本方針が明確でない等の場合には、その管理計画の名称を明示・公表するとともに、法施行までに、これらが適切な管理計画とするためのロードマップを作成、公表されたい。また、今後の法第9条第3項への文化財保護法の規定追加、法15条以下に規定されている特例への文化財保護法の適用追加などの是非について検討されたい。	史跡名勝天然記念物に関する点については、本法律ではなく、別の法律で定めているもののため、本施行規則の対象外となります。 また、後段については施行規則ではなく、法の規定に関するもののため、今後の環境施策の参考とさせていただきます。
2	2(1)	2点目	自然共生サイトの認定を受けているものについて事務負担を軽くする予定と聞いているが、その取扱いを明示した箇所がないため、当該箇所の後ろに【なお、環境省の「自然共生サイト」の認定を既に受けている区域にあっては、その認定申請書（鏡部分は除く）及び添付書類を新法に基づく申請書に添付することで足りる。】を追加することが適当。	自然共生サイトは、運用において、新法での認定を受ける際に事務手続を一部簡略化することを検討しております。
3	2	全体	申請手続を行う際に、申請書類の本筋とは関係無い細かな誤字脱字の修正をさせる等ないよう煩雑な申請手続を簡素にして頂きたい。	申請書類は正確に記載いただく必要がありますが、運用においては分かりやすい手続となるようにしていきたいと考えています。
4	2(4)	全体	やむを得ない事情により実施時期を逃してしまう場合等があるため、軽微変更の実施時期の6月以内の変更を2年以内に変更いただきたい。また、例示期間を超えても実質的な変更でない場合は、軽微な変更として扱うようにして頂きたい。申請者の意図に反しやむを得ず変更した場合で実質的な変更でない場合など届出不要のケースも規定していただきたい。	地域生物多様性増進活動は、その実施区域があつて行うものであるため、実施時期の変更が大きい場合は、その区域の土地所有者又は管理者が予定している別の土地利用に支障が生じることが考えられるため、6月以内としています。また、災害等により意図に反しやむを得ず変更になった場合で実質的な変更でない場合についても、対応できるよう第4条第5項において、「前三号に掲げるもののほか、増進活動実施計画の内容の実質的な変更を伴わないと主務大臣が認める変更」を規定しています。届出を行うことについては、法で規定しているため、届出不要の場合はございません。